

認証官任命(一名)

内閣人第四一号

起案

令和元年八月一日

決定	上奏	裁可
令和元年八月二日	令和元年八月二日	令和元年八月二日

施行

令和元年八月二日	令和元年八月二日
----------	----------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

本皓



内閣総務官



麻生 国務大臣

根

根本 国務大臣

岩

岩屋 国務大臣

宮

宮腰 国務大臣

北

石田 国務大臣

吉

吉川 国務大臣

片

片山 国務大臣

茂

茂木 国務大臣

泉

山下 国務大臣

世

世耕 国務大臣

菅

菅 国務大臣

山

山本 国務大臣

本

河野 国務大臣

石

石井 国務大臣

鈴

鈴木 国務大臣

渡

渡辺 国務大臣

辺

柴山 国務大臣

原

原田 国務大臣

平

平井 国務大臣

原

原田 国務大臣

田

最高裁判所判事に任命する

高等裁判所長官

林

道

晴

内閣

(九月二日予定)

内閣

1丁									裁 判 所			
年 号	出 生 地	現 住 所	本 籍			事 項	庁 名	旧 氏 名	出 生 日	氏 名		
六二	〃	六〇	〃	〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃
四	九	八	〃	〃	四			四	三	二八	一〇	八
一	一七	一	〃	一三	一二	一	二八	八	〃	〃		
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格				
最高裁判所	法務省	〃	最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会		はやし 林 みち 晴		

2丁		裁 判 所													
	二					〃	〃	平成 元	〃	〃	〃	〃	〃	昭和 六二	年 号
	四					〃	〃	四	〃	七	五	〃	〃	四	月
	一					〃	〃	一	〃	一	二五	〃	〃	一	日
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	札幌地方裁判所判事補に補する	札幌簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	兼ねて札幌地方裁判所判事補に補する	札幌家庭裁判所判事補に補する	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	年金局企業年金課課長補佐の併任を解除する	年金局企業年金課主査の併任を解除する	年金局企業年金課課長補佐に併任する	法制審議会幹事に併任する	年金局企画課に併任する	厚生事務官（年金局企業年金課主査）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	事 項
〃		最高裁判所					内 閣	〃	〃	厚 生 省	法 務 省	〃	厚 生 省	法 務 省	庁 名

林 道 晴

3丁			裁 判 所														
			〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成	年		
			一一	九		八	〃	七	〃	五	〃	〃	〃	四	号		
			七	八		八	一一	八	八	七	〃	〃	〃	四	月		
			一	一七		一	二	一七	一七	一五	〃	一三	〃	一	日		
			兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第二課長を免じ	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局参事官を免じ	最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局参事官を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する
			最高裁判所		法務省	〃	最高裁判所	〃	法務省	〃	最高裁判所	内閣	最高裁判所		庁	名	
			兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第二課長を免じ	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局参事官を免じ	最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局参事官を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する
			最高裁判所		法務省	〃	最高裁判所	〃	法務省	〃	最高裁判所	内閣	最高裁判所		庁	名	

林 道 晴

4丁				裁 判 所											
〃				〃				〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成一一	年 号
〃				八				〃	〃	四	一	〃	〃	八	月
一六				一				〃	一三	一二	一五	一七	九	三	日
最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事に任命する	事 項
〃	〃				最高裁判所				内 閣		〃	法 務 省	〃	最高裁判所	庁 名

林 道 晴

5丁		裁 判 所												
年	号	月	日	事	項	庁	名							
平成一四	九	一七	一七	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最高裁判所	林	道							
〃	一〇	一〇	一〇	法制審議会幹事を免ずる	法務省	晴	〃							
〃	一二	二〇	二〇	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最高裁判所	〃	〃							
〃	一五	一五	一五	東京地方裁判所判事に補する	〃	〃	〃							
〃	一六	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃	〃	〃							
〃	一七	一	一	部の事務を総括するものに指名する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	部の事務を総括するものの指名を解く	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	司法研修所教官に充てる	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	第五十八期司法修習生考試につき司法修習生考試委員を委嘱する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	司法研修所教官に充てることを解く	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	司法研修所事務局長を命ずる	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	司法修習委員会幹事に任命する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	中央教育審議会専門委員（大学分科会）に任命する	文部科学省	〃	〃							

林 道 晴

6丁			裁 判 所													
		〃 二二二											平成二一	年 号		
		七											八	月		
		七											三	日		
最高裁判所事務総局経理局長を命ずる	最高裁判所事務総局行政局長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局長を免ずる		部会)	法制審議会臨時委員に任命する(国際裁判管轄法制	願いにより中央教育審議会専門委員を免ずる	最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員に任命する	司法修習委員会幹事を免ずる					兼ねて最高裁判所事務総局行政局長を命ずる	最高裁判所事務総局民事局長を命ずる	司法研修所事務局長を免ずる	事 項
最高裁判所			法務省		文部科学省								最高裁判所			庁 名

林 道 晴

7丁

裁 判 所

〃			〃 二五	〃		〃	〃	〃 二四	〃	〃	平成二二	年 号
四			三	七		〃	〃	四	〃	〃	七	月
九			五	二二		〃	一三	一二	二二	一六	七	日
最高裁判所図書館委員会委員を免ずる	静岡地方裁判所長を命ずる	静岡地方裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局経理局長を免ずる	最高裁判所図書館委員会委員を命ずる	最高裁判所事務総局経理局長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所図書館委員会委員を命ずる	法制審議会臨時委員を免ずる	最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員を免ずる	事 項
最高裁判所	〃		〃	最高裁判所		内 閣			最高裁判所	法 務 省	最高裁判所	庁 名

林
道
晴

8丁		裁 判 所													
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃		平成二六	年 号	
		二	〃	〃	〃	一	一	〃	〃		一		九	月	
		一	〃	〃	〃	九	一四	一四	〃		一		一二	日	
		法制審議会委員に任命する	最高裁判所図書館委員会委員を免ずる	最高裁判所判例委員会幹事を免ずる	東京高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	最高裁判所図書館委員会委員を命ずる	最高裁判所図書館委員会委員を命ずる	最高裁判所判例委員会幹事を命ずる	最高裁判所首席調査官を命ずる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	部の事務を総括する者の指名を解く	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する	事 項
		法務省	〃	〃	最高裁判所	内閣	〃	〃	〃	〃			最高裁判所	庁 名	林 道 晴